



「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」とその進捗

～利用者情報の適切な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション～

平成25年5月21日

総務省

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」のポイント 1

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

- 近年のインターネット・携帯電話の発展普及に伴う諸課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討するため平成21年4月から開催（平成21年8月 第一次提言公表、平成22年5月 第二次提言公表）。
- 平成22年9月から4つのWGを設置し、平成23年12月までに提言を取りまとめ、公表済み。
- 平成24年1月から新たに「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置し、検討。

スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG

- スマートフォンに蓄積された利用者情報をアプリケーション等が様々な形で収集・利用しており、アプリケーション等が収集した情報を第三者へ提供している場合もある。この情報の取り扱いについて利用者が十分認識できていない場合も多い。



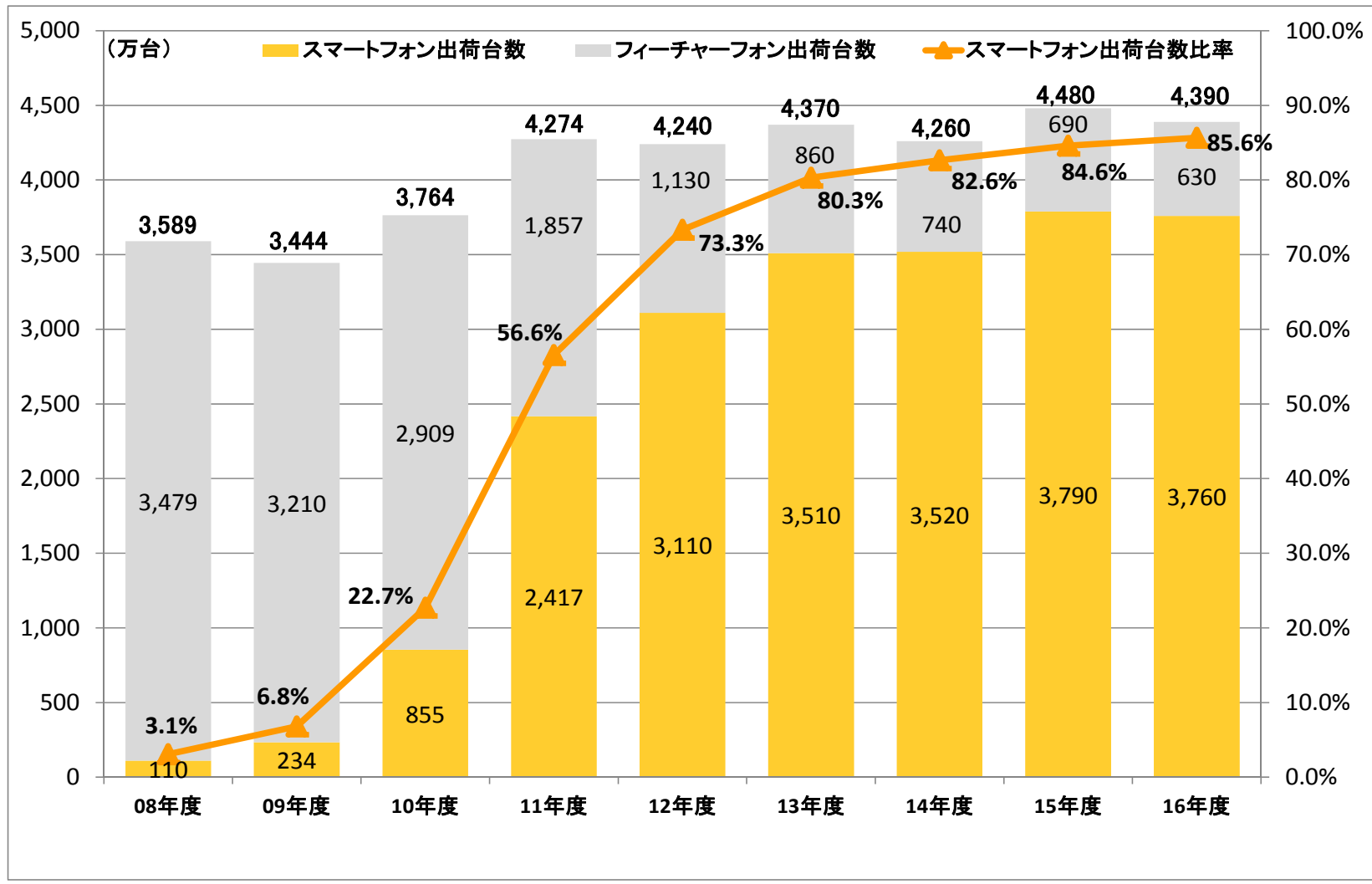
スマートフォンにおける利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握し、利用者情報の取り扱いに関して必要な対応について検討。

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」のとりまとめ

- 利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による、スマートフォン市場の中長期的発展
- 利用者が安全安心にサービスを活用できるように、下記のようなスマートフォン・プライバシーに関する包括的な対策を提案する。
 - ①アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者等を中心に、アプリケーション提供サイト運営事業者・OS提供事業者、移動体通信事業者等のスマートフォンの関係事業者に広く適用可能な「スマートフォン利用者情報取扱指針」を示す
 - ②第三者によるアプリ検証の仕組み等、指針の実効性を上げるための方策を提案
 - ③利用者リテラシー向上のための情報提供・周知啓発方策
 - ④国際連携の推進

スマートフォン国内出荷台数の推移・予測

スマートフォンの国内携帯電話端末出荷台数に占める割合は引き続き急速に伸張しており、2013年度末には、80%に達するとの予測。

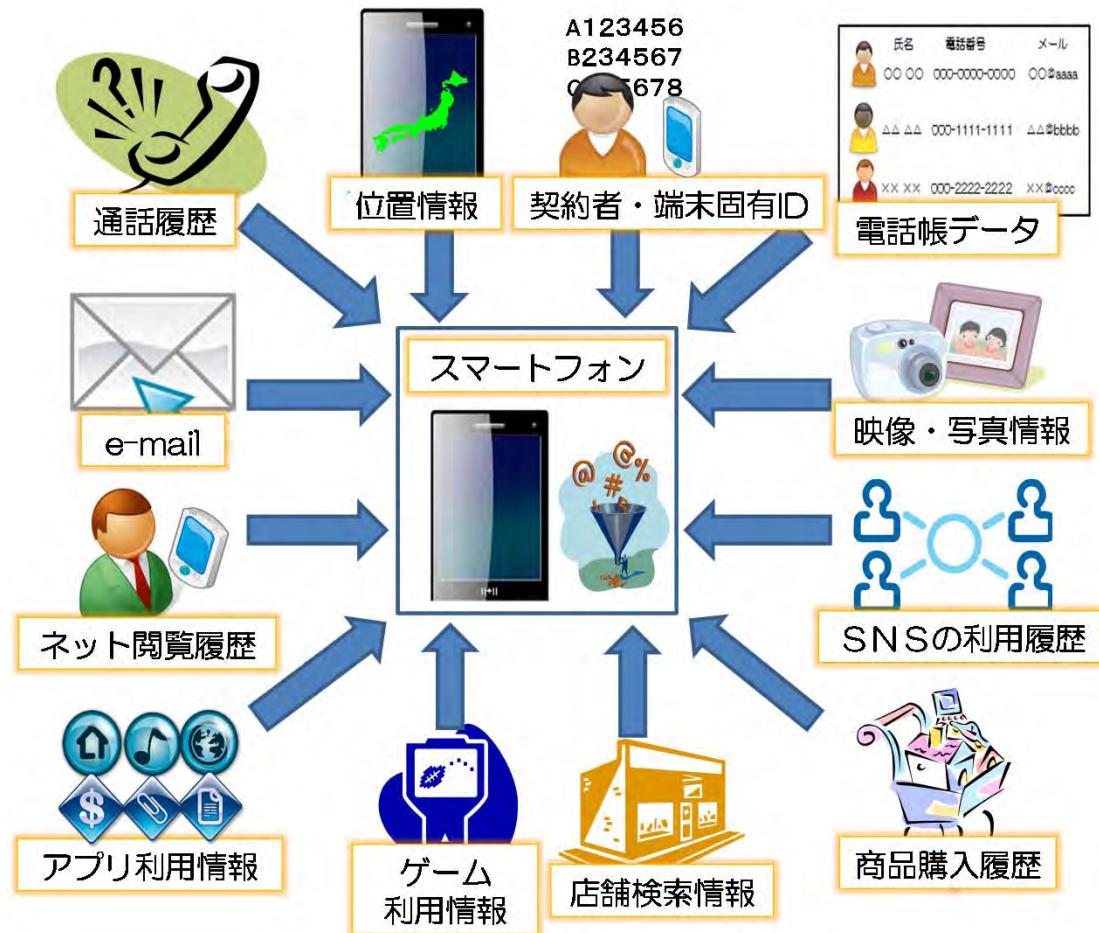


*株式会社MM総研調べ(2012年度(平成24年度)以降は予測値)、「スマートフォン市場規模の推移・予測(2012年(平成24年)3月)」(2012年(平成24年)3月13日)及び「2012年度上期国内携帯電話端末出荷概況」(2012年(平成24年)11月1日))

スマートフォンにおける主な利用者情報

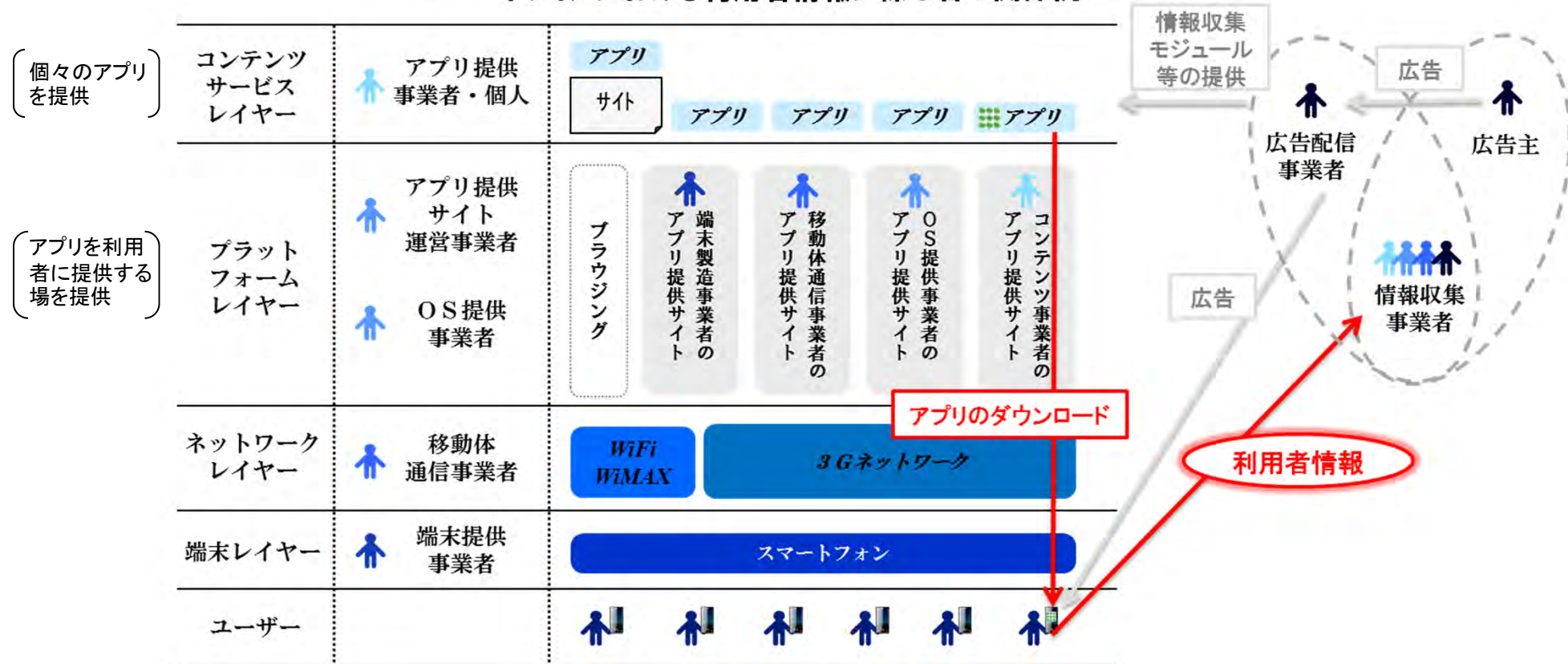
- 常に電源を入れてネットワークに接続した状態で持ち歩くスマートフォンは、PCに比べて利用者との結びつきが強く、利用者の行動履歴や通信履歴等の多種多様な情報を取得・蓄積することが可能
 - 電話番号及びアドレス帳で管理されるデータ、GPS等による高精度の位置情報

スマートフォンにおける主な利用者情報



- スマートフォンにおいては、携帯電話事業者がインフラからコンテンツまでサービス全体を提供する従来の携帯電話と異なり、サービスのレイヤー(層)ごとに多様な事業者がそれぞれの役割を持ってサービスを展開。
 - スマートフォンに搭載されるオペレーティングシステム(OS)を提供する事業者は、一般にアプリ提供サイトの運営を行っており、端末開発、通信ネットワーク利用、アプリ提供、課金・認証等、各レイヤーに影響力を有している。
 - 広告配信事業者が提供する情報収集モジュールをアプリに組み込むことで、アプリケーション開発者が一定の対価を得、さらに、その情報収集モジュールを通じ、利用者情報が情報収集事業者等へ送信される場合があると指摘されている。

スマートフォンにおける利用者情報に係る者の関係例



- 利用者情報に係る利用者の不安解消は、一義的に関係事業者の役割と責任においてなされるべき。
- 業界団体未加入のアプリ提供者も含め多様な関係事業者が直接参照できる指針を提示。各業界団体が業界の実情を踏まえ、追加的事項を盛り込んでガイドラインを作成することも期待される。

6つの基本原則

- ① 透明性の確保
- ② 利用者関与の機会の確保
- ③ 適正な手段による取得の確保
- ④ 適切な安全管理の確保
- ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保
- ⑥ プライバシー・バイ・デザイン

利用者情報取得者における取組
(アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組)

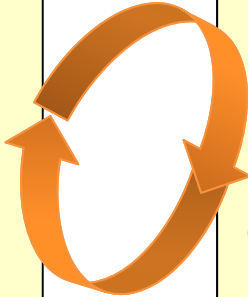
(1) プライバシー・ポリシーの作成
☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成。(簡略版も作成。)

- ① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示
- ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問合せ窓口
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

- (2) 適切な安全管理措置
- (3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項
- (4) 広告事業者に関する特記事項

関係事業者における取組

- (1) 移動体通信事業者・端末提供事業者
☞ スマートフォン販売時等
☞ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト
- (2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者
☞ アプリケーション提供サイト
- (3) その他関係しうる事業者
☞ アプリケーション推薦等



1 総論

- スマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを利用者が安心・安全に利用できる環境を整備するためには、関係事業者等が利用者情報を適切に取扱い、利用者のサービスへの信頼を確保することが必要。
(利用者に対して透明性の高い分かりやすい説明を行い、利用者関与の実質的な機会を確保する 等)

基本原則

1 透明性の確保

対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

2 利用者関与の機会の確保

関係事業者等は、その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。

3 適正な手段による取得の確保

関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得するものとする。

4 適切な安全管理の確保

関係事業者等は、取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。

5 苦情・相談への対応体制の確保

関係事業者等は、対象情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。

6 プライバシー・バイ・デザイン

関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようあらかじめ設計するものとする。

利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとする。

2 各論①:アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組み

1 プライバシーポリシーの作成

- ☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成し公表(簡略版も作成し公表)
- ☞ 利用者が容易に参照できる場所に掲示またはリンクを張る

8つの記載事項…記載内容

- | | |
|--|---|
| ①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称…アプリケーション提供者等の名称、連絡先等 | |
| ②取得される情報の項目 | …取得される利用者情報の項目・内容を列挙 |
| ③取得方法 | …利用者の入力/アプリによるスマホからの自動取得 |
| ④利用目的の特定・明示 | …アプリ自体のサービス提供の目的/それ以外の目的
(例:広告配信・表示やマーケティング目的のため) |
| ⑤通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法 | …プライバシーポリシーの掲示場所や掲示方法、
同意取得の対象・タイミング等*1、利用者関与の方法*2 |
| *1 個別の情報に関する同意取得:一部のプライバシー性の高い情報は、原則個別同意を取得(電話帳、位置情報、通信履歴、写真等)
契約者・端末固有ID:個人情報に準じた形で取り扱う(取得される項目及び利用目的を明確に記載しその目的の範囲で適正に扱う) | |
| *2 利用者関与:利用者がアプリによる利用者情報の利用や取得の中止を希望する場合に、その方法を記載する。 | |
| ⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無 | …第三者提供・情報収集モジュールの組み込みの有無等 |
| ⑦問合せ窓口 | …問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス等) |
| ⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き | …プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法 |

2 適切な安全管理措置:利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置

3 情報収集モジュール提供者に関する特記事項:アプリ提供者へ①取得する情報項目、②目的、③第三者提供等を通知

4 広告配信事業者に関する特記事項:アプリ提供者や情報収集モジュール提供者となる場合の対応、配慮原則等

2 各論②：関係事業者における取組

1 移動体通信事業者(端末提供事業者)

○スマートフォン販売時等に、既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知する。

(例えば、従来の携帯電話との違い、セキュリティやプライバシー上留意すべき点等の周知等)

○移動体通信事業者等のアプリ提供サイト

・アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。

・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。

アプリ提供者や情報収集モジュール提供者等に対し、啓発活動を進める。

・説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置する。

○リテラシーに応じたスマートフォンのサービス設計や周知を端末提供事業者との協力も考慮しつつ検討する。

2 アプリケーション提供サイト運営事業者、OS提供事業者

・アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。

・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。

アプリ提供者や情報収集モジュール提供得者等に対し、啓発活動を進める。

・説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置する。

・OSによる利用許諾がある場合、利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続する。

(目的に応じ注意すべき利用許諾等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討する)

3 その他関係しうる事業者

・独自の基準に基づきアプリの推薦等をしているアプリ紹介サイトは利用者がアプリを選択する上での有益な情報源となる場合がある。アプリケーション紹介サイト等関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や情報取得の方法が適切でないアプリが判明した場合の対応を検討するなど、基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組みを協力して進めることが期待される。